

りゅうおう 議会だより

No. 156
2011. 8. 1

RYUOH

編集発行 ● 滋賀県蒲生郡 竜王町議会 ☎0748-58-3713 (直通) (有)58-3713



サクランボ狩り 「おいしいな」

補正予算 夜間診療(週一)試行スタート・土地改良施設への助成 2

小口地先に“ワーカーマン”“エバークリーン” 3

一般質問 9議員が17問 4 ~ 9

いきいき人生 10

差し込み特集

竜王町議会基本条例 全文(解説付) ① ~ ④

補正予算

・夜間診療（週一） 試行スタート ・土地改良施設への助成

平成23年第2回定例会は、6月7日から20日までの14日間の会期で開かれました。今定例会では、平成23年度の一般会計補正予算（平成23年度当初予算に一億4,889万9千円追加し、歳入歳出予算総額48億1,989万9千円）、および国保事業特別会計補正予算（平成23年度当初予算に462万3千円追加し、歳入歳出予算総額9,162万3千円）と、竜王町議会基本条例制定特別委員会提案の条例制定一件は可決し、専決処分（条例一部改正）2件はいずれも承認されました。

主な補正の内容は

- ①町たばこ税県交付金（一定額を超えると県に収めなければならない）1億2,323万4千円
- ②向上活動支援事業補助金（土地改良施設の施行後30年以上経過した地域が対象で国・県より補助金あり）352万円
- ③給食センター管理費（衛生管理上老朽施設の改修）トイレの改修約560万円、調理室改修約320万円、屋根改修約20万円
- ④竜王町国民健康保険事業特別会計補正予算（平

成23年8月から毎週木曜日に夜間診療を試行することに伴い必要経費として補正）462万3千円

⑤環境保全型農業支援事業補助金（環境こだわり農業ステップアップ版）104万円などです。

議会基本条例を制定しました

6月10日の本会議に議員提案で議会基本条例（案）が提出され、20日の本会議で可決されました。

提案されるまでには住民説明会やFAX・郵送などで多くの方々からご意見をいただきました。皆様からお寄せいた

いたご意見は、特別委員会で審議し、一部条例に反映させていただきまし

た。この条例の施行に伴い今後、竜王町議会は①地方分権が求める自己決定と自己責任に対応できる議会②全体的な視野で行政施



下田小学校で説明を受けました

教育民生常任委員会活動

竜王小学校 大規模改修計画について

竜王小学校の改修を検討するにあたって、湖南市立下田小学校を視察研修しました。

下田小学校は、耐震補強・大規模改造工事として、平成19年から平成20年までの2カ年をかけた整備されました。特に図書室の拡充、多目的室の新設、普通教室棟と管理特別教室棟の廊下と腰板を全面木張りにされました。これは心の悩みを持つ児童が少しでも授業に集中できるように配慮されたものです。

下田小学校に隣接するあおぞ

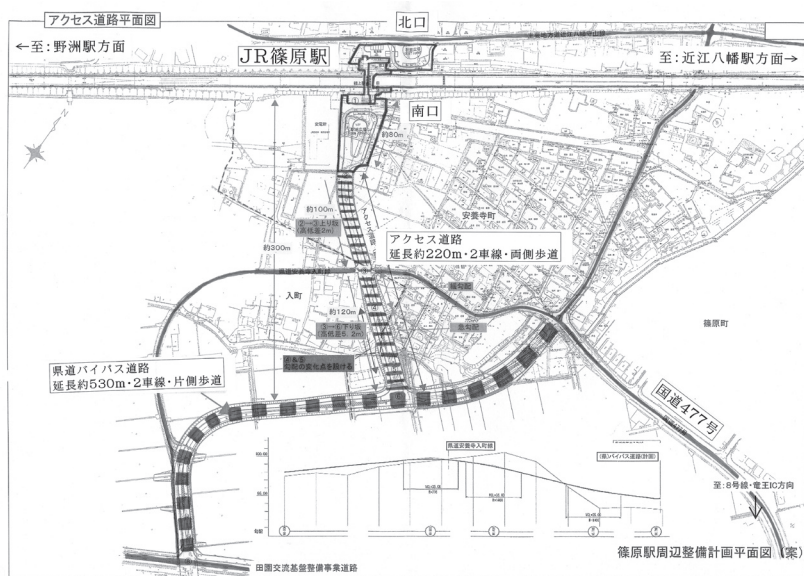
ら児童保育所も視察しました。この児童保育所は、学校敷地外に設置されており、自宅に帰る感覚で利用されているようでした。

視察のあと町当局より、竜王小学校は平成24年、25年にかけて改修をしたい。下田小学校から「仮設校舎を建てなくてもよい方法を考えるのがいい」とのアドバイスをいただいたので、そのことも含め検討をしているとの説明を受けました。

国保診療所の 夜間診療

5月27日、竜王町国民健康保険診療所夜間診療の試行について所管事務調査を行いました。地域医療に貢献することを目的とし、夜間診療を試行的に実施するとの説明でした。

- 策を評価および監視する議会
 - ③町民皆様への情報発信と説明責任を果たす開かれた議会
 - ④主権者である町民皆様の意思を的確に把握・反映できる議会
 - ⑤継続して議会改革を進める議会
- を目指して活動いたしますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



篠原駅へのアクセス道路計画

総務産業建設常任委員会

篠原駅周辺整備の進捗状況について

平成23年度は、JR西日本との基本合意に向けた調整、駅周辺整備の具体的な事業として、「アクセス道路の用地取得」「用地確定

測量業務」「物件移転補償」等が予定されています。また、アクセス道路・バイパス道路の説明、平成26年度新駅供用開始までのスケジュールについて説明を受けました。

主な質疑応答

問 平成23年度の費用のうち竜王町負担はいくらか。

答 竜王町の負担分は総額353万3千円で、そのうち53万3千円が一般会計から、残りの300万円は起債です。

問 国道477号の日精工業前の道路幅の狭い所の部分はどうか。

答 公図混乱地区で隣地承諾が必要ですが、承諾の印を押してもらえない地権者がおられます。主監課長会議で協議しています。

水道事業会計について

地方公営企業の会計制度の予算・決算について説明を受けました。

主な質疑応答

問 県水の供給源が竜王町では山中配水池の1ヶ所だが、もし地震等で止まればどうなるのか。

答 竜王は県水だけなので、送水管に異常があればあと

の給水が大変というのとは分かっていて、企業

に送水管のバイパス的な配管を要請して

います。

問 薬師の配水池のエリアはどこまでか。

答 アウトレットパークだけで

なく、周りの部分を見込んだ戸

数量になってい

ます。国道東側の希望が丘団地

については調査

の段階ですが、接続することになってい

ます。

問 水道事業会計を黒字にする中で、設備投資また水道管入れ替えなど、今後のことを考えて実施してほ

しい。

答 水道管の入れ替えについては、以前から遅れていると指摘されていますので、年次計画を立て管の入れ替えができるように進めていきます。

地域創生まちづくり特別委員会

「エバークリーン(株)」の進出について

エバークリーン(株)が小口地先に関西支店を開業しました。

この会社は自動車の使用済みオイルなどを有価で買い取る会社で、本社は千葉県野田市です。

昨年の12月に土地を購入、3月から施設の建設

を行い、すでに稼働しています。事務所棟の完成

は8月の見込みです。

回収した不凍液などは地下貯蔵タンクに蓄え、

大型タンクローリーで本社などに輸送されます。

タイヤ等についた油は洗浄し、油水分離槽で除去すると説明がありました。

委員会での主な質疑応答

問 公害防止協定は締結しているのか。

答 有価引き取りのため産業廃棄物ではなく、また作業をしないために公害が出ることはないと言

われています。法的には協定締結の必要はありませんが、町は県とよく相談し、締結する予定です。

小口工業用地に「ワークマン西日本物流センター」進出を計画

小口の工業用地約4haにワークマンの西日本物流拠点が進出することになりました。

ワークマンは群馬県伊勢崎市に本社を置くベイシアグループの会社で、事業内容は作業服・作業関連用品専門チェーンです。

今回建設予定の施設は鉄骨2階建(通常の4階建に相当)で延床面積は約5,900坪の倉庫です。仕分け作業を行うため100名程度の雇用があり、そのうち一割程度は正社員として採用予定です。

順調に進めば、平成24年1月に着工、平成25年1月には稼働させたいとのこと。

みなさんの声を市政に届けます

一 般 質 問

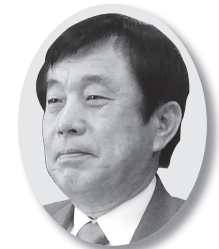
9議員が17問

- ①国保会計の県域統合の見通しと収納率の低下について
- ②定住人口増加対策について
- ③これでよいのか 竜王の玄関口
- ④滋賀県流域治水基本方針と竜王町地区計画制度について
- ⑤町民の健康について
- ⑥人事考課の導入について
- ⑦町として環境エコライフ推進を
- ⑧IBMグラウンド跡地開発と新道路整備について
- ⑨松が丘地域の環境を守って！

蔵口嘉寿男議員
大橋 弘議員
山添 勝之議員
小森 重剛議員
貴多 正幸議員
菱田 三男議員
岡山 富男議員
関司 重夫議員
若井 敏子議員

答 国保会計の県域統合の見通しについては、平成22年の国民健康保険法の改正により、

問 国民健康保険事業会計は、被保険者の高齢化に伴い療養給付費の支出の増嵩は避けられない状況となっている。
保険税の負担を増やすことは困難となり、一層、財政運営が苦しくなり、一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況となるのは必至である。
これを打開するため、国保会計の県域統合の見通しについて伺う。
また、保険税の収納率が低下しているが、この要因と平成22年度の収納率をどう捉えているのか尋ねる。

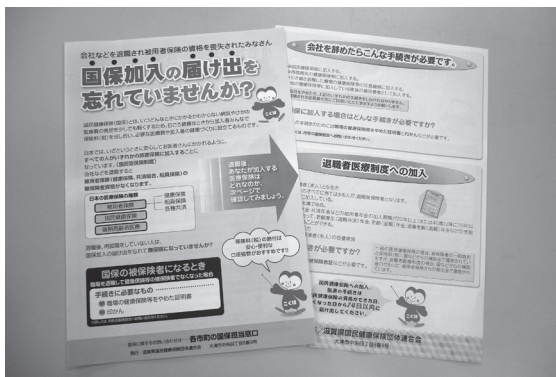


蔵口嘉寿男議員

新たな高齢者の医療制度改革や国保の都道府県単位のあり方について、今後の医療制度の動向を注視していきたいと考えています。
保険税の収納率は、平成21年度には共同徴収チームの派遣がなかったため、限られた人員での未納解決に

市町村国保の事業運営の都道府県単位の進めるための環境整備として、新たに都道府県の判断により「広域化等支援方針」の策定が可能となりました。
滋賀県においては、昨年12月「国民健康保険広域化等支援方針」を策定され、本年1月から施行され公表されました。

国保会計の県域統合の見通しと
保険税収納率の低下について
今後の動向を注視していきます



国保への加入勧奨チラシ

取り組みましたが、平成20年度より0・2ポイント減少しました。
平成22年度は、下半期から共同徴収チームが、常駐し、また管理徴収係を1名増員したことから、平成21年度と比較して0・4ポイント増加しました。

一般質問



大橋弘議員

問

第五次竜王町総合計画で、町の将来像を「ひと育ちみんなど煌めく交竜の郷」と定め、10年後には人口14,000人を目標に人口増加に向けた施策に取り組むとされているが、具体的にどうするのか。

答

定住人口増加対策の基本的な考え方として、

- ・町内に在住する若者を町外に出て行かないようにする
- ・町内で勤務や仕事をしていける若者を留める。
- ・町内に新たに住んでもらう。

そのために

- ①既存住宅団地の空き区画の有効利用を進めます。
- ②松陽台地先の新規住宅団

定住人口増加対策について 総合計画に添って取り組みます

地計画が民間開発で現在準備が進められています。

③各集落において空き家が

増えているため、空き家の有効利用調査を行います。

④地区計画制度を活用し既存集落周辺における住宅整備を誘導します。

⑤タウンセンター周辺の整備計画を進めます。

⑥企業誘致を推進し定住化に向けた雇用体制を啓発します。

町民のご意見やご要望を踏まえ定住人口増加対策の具現化に努めます。



まちづくり地域懇談会のようす

問

昨年開業した大規模商業施設には、大変多くのお客様が来店され、賑わっている。しかし竜王インター付近は活気がなく車が行き交うのみだ。その界限には寄贈された町有地を含め開発可能地が散在している。それらを町主導で企業誘致を行い、町財政力アップに繋げなければならぬ。

広大な土地を持つ民間の企業に対しても、町にとつて有益な企業誘致に協力を願う必要がある。大局的視野に立つことなく、いつも足許ばかりを見て進んでいる様では発展は望めない。当局の対応を伺う。



山添勝之議員

答

都市計画法に基づき市街化区域は小口工業用地に続いて、新たに岡屋工業団地（県有地）51haが編入されました。

また16haの町有地やインター周辺の民間企業の26haについても市街化編入が可能で、特定保留区域に指定され、事業化に向けてスタートが切られました。

寄贈された16haについては竜王インターに近い交通の利便性を活かし適切で効果的活用方法を検討していきます。

小口地先の産業廃棄物処理業者については民間企業間による

これでよいのか竜王の玄関口 いよいよ事業化に向けてスタートが切られました



竜王の玄関口 素晴らしい開発を！！

土地取引で当地での事業活動は各関係法令・規則に基づくものであり、適法に行われる民間企業の活動を妨げることは出来ません。しかし町としては法令順守の監視のみならず状況に応じた必要な措置・指導を積極的に講じていきます。



小森重剛議員

流域治水と地区計画制度は？

対策・支援を県に求めます！

問

滋賀県では、住民と行政の協働型治水の実現を目指し「滋賀県流域治水基本方針」が提示され、条例化の動きがあります。

この条例には、土地利用の規制が組み込まれると聞か、基本方針の中で、流域治水で、洪水を許可するという考え方について、町当局の考え方を伺う。

県の条例で河川の浸水区域の土地利用規制がされれば、「水がつくから人の住めないところ」と認識され、土地価格の評価も下落し、人口減少の大きな要因の一つになる

意見を伺う。

答

「洪水を許可する」のかについて

では、流域治水では万一計画洪水を超える大洪水が発生した時の対応として、人命被害を避けることを最優先に、生活再建が困難になる被害を避ける対策を進められるものと理解しています。

また、今後県の条例で河川の浸水区域において土地利用が規制されると、土地の価格評価の下落や人口減少の要因になるとの指摘について、土地の評価において、ハザードマップを作成された市町の調査結果では、地価に影響はありませんでした。

町は、安心して暮らせるまちづくりを基本に、浸水が想定される地域では、被害を確実に回避、軽減するため、地域の特性に応じた課題整理を行い、対応策を研究し、水害に強い地域づくりを目指します。



改修がまたれる日野川

問

町は町民の健康を考えた取り組みをしているのか。

第五次竜王町総合計画の中に、健康づくり活動の推進・医療の充実とあるが、具体的にとどのような政策をするのか伺う。

答

竜王町全体としては、地域振興事業団・ドラゴンズスポーツクラブ・生涯学習課・福祉課で、平成21・22年度に「運動」「健康」「介護予防」の事業について協議を重ね、町等が実施するイベント機会を活用して健康事業の実施について検討してきました。

また、特定健康診査の受診率向上のため、がん検診とのセット健診、商業振興会の「夢カード」の利用、骨量測定の実施をしています。



貴多正幸議員

町民の健康について

予防に努めます

す。

また今年度から、対象者に受診アンケートを行い、その中で受診申し込みされない方について回答内容を分析し、該当者への電話などによる個別受診勧奨を行うこととしています。

第五次総合計画では、若い世代から健康意識を高めるため、若年者の受診機会の拡充として、今年度から、19～39歳までの国保加入者および35～39歳までの社保加入の女性に対して受診券を送付し、受診勧奨を行います。

生活習慣病予防の推進については、「減塩食」や「野菜の摂取促進」など食育教室の開催や、費用負担軽減のためのがん検診の無料クーポン

の交付等、受診意向を高める工夫を行っています。

医療体制の充実については、町内開業医との連携を深めつつ、国保医科診療所では週1回の夜間診療を試行します。また、二次医療・三次医療体制整備については、東近江圏域および滋賀県域での整備となりますが、積極的に町として関与を深めていきます。



集団検診のようす

一般質問



菱田三男議員

問

平成21年第2回定例会において、町職員の勤務評定の現状について質問したが、松瀬課長の答弁の中で、平成22年度実施を目的にしているとのことであった。

竹山町長の答弁では、人事考課の制度を竜王町なりに確立するために講習会や勉強会を重ねているとのことであった。現在に至るまでの経過と、勤務評定の実施について伺う。

答

本町では平成21年度から人事考課制度の試行実施を始め、平成22年度に再試行実施を行ったところです。

勤務評定は、平成22年度に試行期間を2期に分け、習熟度と考課制度の向上を

人事考課の導入について

現在も試行検討中

図ることとしました。今後は必要に応じて見直しを行います。人事考課制度は、考課することが目的ではな

く、人材を育成することが目的です。引き続き現在の試行を繰り返し実施してまいります。



役場職員の執務状況

問

国や県では、各家庭で太陽光発電をした時の補助やハイブリット車等の新車購入時に自動車税の減免もされています。

竜王町としても、各家庭で太陽光発電等を設置された時に補助をすること、軽自動車でリッター30キロメートル以上走る新車を購入した時に補助制度をするような考えはないか。

答

本町では、水環境対策・省エネルギー対策の各部会を設けたエコライフ推進協議会を組織しています。

水環境対策部会では、河川の水質調査からホタルマップを調査・作成、ごみ減量対策部会では生ごみの堆



岡山富男議員

町として環境エコライフ推進を 関係各位と連携し支援する ことを検討します

肥化、省エネルギー対策部会ではグリーンカーテンなどを実践し、それらの成果を、地域で広げる取り組みをしております。

今後誰もが出来る身の回りにからエコライフを推進・拡大していくこと、日常化していくことを、関係する

機関や団体とも連携し取り組んで行きたいと考えています。

その中で、地域や住民が主体になること、行政が主体となることの役割も精査しながら支援できることについて検討していきます。



ソーラーシステムが設置されたお家



図司重夫議員

問

IBMグラウンドの跡地、第3松陽台の開発が遅れているがその原因と今後の見通しを伺う。

また松陽台から477号に通じる新道路の整備について進捗状況と今後の見通しを伺う。

答

IBMグラウンド跡地については工事資材の高騰などにより、工事費が増え、資金計画の見直しが必要となったことから全体に遅れています。

6月末がIBMとの土地取引期限となっていることから、事業者から改めて事業工程が提示される予定です。

国道477号に通じる道路については、竜王町と近江八幡市とを結ぶ道路であ

IBMグラウンド跡地の住宅化について 地元の説明して協力依頼をしています

ることから、近江八幡市との協議が必要で、すでに今年5月から鏡自治会役員さんと安養寺町の代表役員さんに事業説明をして協力依頼をしました。

明し了解を得た後、現地測量・設計・用地協力をお願いする予定です。

本年度は測量・設計・用地買収を計画しています。鏡の皆さんのご理解をお願いします。



用地協議がすすむ安養寺への道

問

小口地先に建設中の産廃業者の進出は地域住民の不安の的となっている。この事業者の進出に至る経過と、会社概要、県との協議内容を伺う。

松が丘では、蛍が飛び清流が流れるこの地を守りたいという声が大き

い。小口、松が丘の皆さんが安心して暮らせるようにするため町としての指導が必要。所見を伺う。

答

3月31日以降事業者が地元三自治会に挨拶や説明をしている。現在、町と公害防止協定の協議をしています。6月14日には関西支社を15日には千葉県の本社を、町として調査しました。この会社は廃油などの有



若井敏子議員

松が丘地域の環境を守って！ 状況に応じて措置・指導します

買い取りと再生油の製造販売をしていて、関西支社では廃油などの収集運搬業務を行います。

営業時間は朝8時から夕方5時まで、日曜日は休みです。

収集された廃油などは一時タンクに保管し、千葉まで運んで処理されます。

会社の説明では他支店で、地域の皆さんから要望苦情はないとのこと。地元の合意や説明、環境アセスなどは不要ですが、地元への挨拶はされています。労働者からの提訴はあったが今は解決しています。

町としては、適法に事業をされているので民間の自由な企業活動は妨げられません。



エパークリーン(株)の全景

町民の生活の安全、環境保護のため、状況に応じて必要な措置・指導を積極的に講じていきます。

こんな質問もしました

岡山富男議員

問

敦賀原子力発電所が被害を受けた時、竜王町は70キロメートル圏内になるが、その時の対応策と地域防災計画の見直しについて伺う。

答

地域防災計画の見直しが必要と認識しています。県の地域防災計画との整合が必要であることから、その見直しの動向を注視しながら、住民に「不安」の生じないように見直すことが肝要と考えています。

山添勝之議員

問

広谷川の改修はどこまで進んでいるのか。また上流の開発に伴い、水量の増加で危険性が増すと思われるがその対応を伺う。

答

境界が問題となり、途中から事業が中断しておりますが、今後、湧川合流地点までの間、詳細測量と設計の修正に取り組んでいきます。また、流量の増加については河川の流下能力を超えないよう調整池の活用を徹底させます。今後、河川の機能維持のため改修等を河川管理者へ要望します。

問

小・中学校での避難訓練は年何回、どのような方法で行っているのか。

答

年3回各学期1回ずつ火災・不審者侵入・また阪神大震災規模の地震を想定した訓練などテーマを変えて行っています。また、両幼稚園では月1回、年間10回程度、テーマを変えて行い、加えて職員による訓練も行なっております。座布団と防災頭巾との併用できるものを採用するなど新しい取り組みもしています。

問

近年行われている地域防災訓練は、マンネリ化しているのではないのか。危機感が薄らいでいるように思えるがどうか。

答

町としては消防団幹事会等の場で啓発資料等を配布し、地域での自主防災組織による訓練をお願いしております。介護を要する人の災害時要援護者支援態勢を日頃から話し合い、迅速に支援できるよう訓練していただきたいと考えています。

若井敏子議員

問

福島原発の事故で、原発の「安全神話」が崩壊した。今必要なのは、原発依存のエネルギー政策を転換することではないか。

ドイツ、スイス、イタリアでは脱原発を表明している。町長も脱原発の立場か。

答

代替エネルギーを核以外に見つけ、原発の縮小をすべきと考えています。

問

福井原発に関連して関電に、原子力依存からの撤退、停止中の原子炉の再開中止、プルサーマルの運転中止、老朽化した原子炉は廃炉とする、増設計画の中止、安全基準の見直しを求めるべきだ。

答

「原子力依存」からの撤退は考えています。関電から直接説明を受けることも必要かと考えています。

問

今回の大震災を受けて町としてすべきことは何か。災害時に要援護者一人一人についての支援体制を作る必要がある。実態と計画を伺う。

答

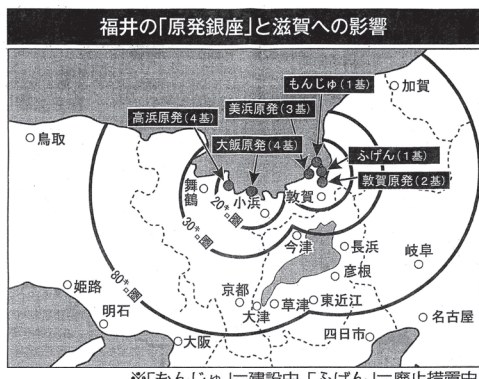
地域防災情報システムの整備、地域防災計画の見直しに取り組みます。要援護者への支援についてはマニュアルを作り登録していただき、台帳を作成しています。未登録者に登録を呼びかけ、具体的なシステム作りをしていきます。

問

まちづくり懇談会の成果を伺う。先進的な町の懇談会と比べると資料、懇談のテーマ、進め方、当局の体制、質問意見に対するその後の対応など違いを感じる。もっと工夫が必要ではないか。

答

今回の懇談会は定住人口増に向けて地域の現状と課題をテーマにしています。町の人口減に歯止めをかけるためには定住環境、暮らしやすい環境づくりが重要。住環境整備に努めます。



議会基本条例特別委員会

議会基本条例を平成22年9月に制定されています。
和木町では、ケーブルテレビが80%普及していて本会議を録画で

山口県和木町議会

また、議会が行うパブリックコメントの対象や手続きについて決定されていました。
また、議会がインターネットで中継するほか、本会議、委員会の議事録や議員の議案に対する賛否を議会ホームページで公表されています。

議会基本条例特別委員会

議会基本条例(案)住民説明会を終えた5月25・26日、議会基本条例制定後の取り組みを学ぶため、広島県と山口県を視察し研修をしました。

広島県呉市議会

議会基本条例を平成22年6月に制定されてから、議会基本条例実行委員会を設置され、具体的な改革や改善方策に取り組んでおられました。

本会議や委員会をイ



和木町での研修

放映されています。

議会基本条例制定後には、議会報告会を一方的なものにならないように、その運営を町民が主体となるように「議会まちづくり懇談会」として実施されています。

また、議案や施策の審議では、議員相互の自由討議を活発化させ、結果よりも経過を大切に行っていることや、町民からの請願や陳情が提出しやすくなるような方策を検討しているなど、条例の具体化に取り組んでおられました。

竜王町でも条例制定からがスタートだという思いで、具体化、実践をすすめたいと思います。

おふくじき人生

西山在住 福本 喜美さん

福本喜美さん86歳。宮川生まれで国民学校・新制中学校当時から教師をされていて、竜王町や日野町にはたくさんのお孫さんがおられ、今も交流されています。

結婚後は西宮市に住まいされ、ご主人の7回忌を勤めてから姪を頼ってふるさとに帰ってこられました。

姉の家を譲り受け、リフォームして、一人住まいを始めました。

教師時代は母親運動が始まった頃で、父兄や教師仲間とともに毎年母親大会に参加されました。そんな経験から、今でも老人会や近所の方々のつながりを大事にされています。

「人のためではなく、自分のためにお手伝いさせてもらっています。」と話されます。自宅を「ときみ荘」と名づけて、「いつでも遊びに来て



喜美さん宅の卓球場で

ください」と開放されていたり、新たに自宅東側にプレハブの卓球場を作って、こちらも毎日開放されていたり、ご近所の一人暮らしのお年寄りのお世話もされています。

転居した地域でもその地域の人たちと共に生きる、福本さんの生き方に感動です。

編集後記

5月までは寒い日が続き、6月になるとすぐに真夏日。天気の良いままに、東北地方の被災地の皆さんの苦労は絶えないこととお察します。一刻も早い復旧・復興を願わずにはられません。

竜王町では、インターネットを含め、企業の進出が始まりましたが、町は企業活動を保障すると同時に、住民の暮らしや環境を守る基本的な方針を確立する必要があります。

議会広報特別委員会

委員長 若井 敏子
副委員長 山田 義明
蔵口嘉寿男
村田 通男
菱田 三男
寺島 健一

竜王町議会基本条例と解説

地方分権の進展に伴い、自治体の自己責任と自己決定が求められており、二元代表制の一翼を担う町議会は、町民の信託を受けた代表機関として意思決定を行う役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってきている。

このため、「竜王町議会」は議会機能を十分に発揮するとともに議員活動を通じて、常に町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）と対等で緊張ある関係を保ちながら、行政施策を評価および監視する役割を果たすとともに、町民に開かれた議会を構築する必要がある。

ここに、公正で透明性のある開かれた議会を目指して、町民への情報発信と説明責任を果たし、町民から信頼され存在感のある議会を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、主権者たる町民の負託に応え、町民に身近な議会および議員活動の活性化と充実を図るため、議会運営の基本的事項を定めることにより、開かれた議会を基本とした役割を果たすとともに、町民の福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【解 説】

議会は、町民に身近な議会であるとともに、議員活動の活性化を図るために議会運営の基本的事項を定め、開かれた議会を基本とする役割を果たすことを謳っています。

（議会の使命）

第2条 議会は、町民を代表する議事機関として、町民全体の立場に立って必要な政策を提案または提言するとともに、町長等の政策を評価および監視するものとする。

【解 説】

議会は、町民全体の立場に立って議員自ら政策提案や提言をするとともに、町長や教育委員会などが行う政策、事業を評価および監視する責任を担うことを定めています。

第2章 議会、委員会および議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、町民に開かれた議会を目指すため、議会改革を継続的に推進するとともに、社会情勢の変化に対応して分かりやすい議会運営を行うものとする。

【解 説】

常に町民に開かれた議会を目指して、議会改革を継続的に推進するとともに、町民に分かりやすい議会運営を行うことを定めています。

（委員会の活動原則）

第4条 竜王町議会委員会条例（昭和62年竜王町条例第20号）の規定による常任委員会、議会運営委員会および特別委員会（以下「委員会」という。）の審査に当たっては、町民に対して分かりやすい議論を行うものとする。

2 委員長は、委員会の討議や意見を尊重し、委員長報告をまとめるとともに質疑に対する答弁について責任を持って行うものとする。

3 委員会は、町民からの要請に応じて、所管する行政課題等に対して説明会または懇談会等を積極的に開催するものとする。

4 委員会は、町政推進に関する知見を有する者の意見等を積極的に聴き取りするものとする。

【解 説】

1 議会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があり、町民に分かりやすい議論を行うことを定めています。また、委員会に適切な資料が提供されることも含まれています。

2 委員長は、委員の活発な意見を引き出し、その意見を尊重するとともに、委員長報告をまとめ、さらに質疑に対する答弁を行う責任を定めています。

3 委員会での審査案件や所管する行政課題等について、町民や団体などから要請があった場合、委員会から積極的に説明会や懇談会を開催する機会を設けることを定めています。

4 委員会は、町民からの要請のあった様々な問題の解決に向けて、専門的な知識および助言を得るために、有識者や専門家の意見を聴くことを定めています。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次の各号に掲げる事項を原則として活動しなければならない。

- (1)議員は、議会が議論の場であることおよび合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2)議員は、町政推進の課題全般について町民の意見を的確に把握すること。
- (3)議員は、自己の能力を高めるため日々の研鑽に努め、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

【解 説】

- (1)多様な町民の意思を反映し、議員間の自由な討議を尊重することを定めています。
- (2)議員は、町政の諸課題と町民の意見を的確に把握することを定めています。
- (3)議員は、自らの資質の向上に努め、町民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加および町民との連携)

第6条 議会は、町民に対して積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、本会議のほか、委員会を公開とする。ただし、議長および委員長が非公開と決定したときはこの限りではない。
- 3 議会は、請願、陳情など多様な意見の聴き取りを行い、その審議においては、必要に応じてこれらの提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 4 議会は、町民との意見交換の場を設けるとともに、議員の政策提案および提言能力を高めるものとする。
- 5 議会は、町民が会議を傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

【解 説】

- 1 議会は、積極的に審議の経緯や結果を発信するなど説明責任を果たすことを定めています。
- 2 本会議、委員会の原則公開について定めています。
- 3 請願、陳情など様々な町民の意見や行政課題を聴き取りして、審議の際には、提案者の意見を聴く機会を設けることを定めています。
- 4 町民との対話の場を設けるとともに、議員の政策提案や提言能力を高めていくことを定めています。
- 5 町民の傍聴意欲や議会への関心を高めるために、議会運営や会議資料の提供などの環境を整えることを定めています。

(議会報告会等)

第7条 議会は、町民に対し議会活動について説明するとともに、町民の知る権利を保障するため、年1回以上は議会報告会や説明会を開催して、町民の意見や評価を得るものとする。

【解 説】

町民に議会活動の説明責任を果たすとともに、行政施策や議会活動に対する町民の意見や評価を聴き取りすることを定めています。
また、議会報告会などを年1回以上は開くことを定めています。

第4章 議会と行政の関係

(議会と町長等執行機関との関係)

第8条 議会審議における町長等および担当職員との関係は、次に掲げるところにより、十分な説明責任と互いの緊張関係の保持に努める。

- (1)本会議における質疑および一般質問は、広く行政推進の論点および争点を明確にするため、一問一答方式とする。
- (2)本会議または委員会に出席した町長等は、議員から質問を受けたときにその論点の整理または質問の主旨を明確にするため、議長または当該委員長の許可を得て、当該議員に反問することができる。

【解 説】

議会審議での町執行部との関係は、二元代表制のもとに緊張感の保持に努めるとともに、審議においては十分な説明責任を果たすことを定めています。

- (1)本会議での質疑および一般質問は、論点および争点を明らかにするため一問一答方式で行うことを定めています。
- (2)本会議または委員会において、町長等は議員からの質問に対して論点の整理や質問の主旨を明確にするために、議長または委員長の許可を得て議員に逆質問することができることを定めています。

(重要政策の審議等)

第9条 議会は、町長等が総合計画その他重要な政策等を策定しようとするときは、あらかじめ議会の意見

を聴くよう求める。

- 2 町長等は、議会の議決を得るべき政策案を提案し、または前項の規定に基づいて意見を聴こうとするときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- (1)政策等を必要とする根拠
- (2)総合計画における根拠または位置づけ
- (3)政策等の実施に要する経費およびその財源計画
- (4)将来にわたる効果および政策等の維持管理を含めた財源措置

- 3 議会は、前項の重要政策等の提案を審議するに当たっては、立案および執行における論点および争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努める。

【解 説】

- 1 議会は、町の総合計画や重要政策等（町民生活に重大な影響を及ぼすと予想される計画、施策や事業）について、町長等があらかじめ議会の意見を聴くことを求めています。
- 2 議会は、4項目の条件を明確にした資料を町長等が提供することを求めています。そして、政策等を必要とする根拠や将来にわたるコスト計算も含め、幅広い議論と政策水準が高められることを定めています。
- 3 議会は、提供された資料をもとに論点および争点を明確にし、政策等の執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。

第5章 自由討議の拡大

（討議による合意形成）

- 第10条 議会は、議論の場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する会議等への出席要求は必要に応じたものとし、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議員は、自由討議の拡大に努めるとともに、政策、条例または意見書等の議案の提出を積極的に行うものとする。

- 3 議員は、自由討議の結果としての議会の統一した意思決定に向けて、合意形成に努めるものとする。

【解 説】

- 1 議会は議論の場であることを認識し、議員相互間の討議に重きを置いた運営を行うことを定めています。
- 2 議員は、自由討議を推進し、積極的に政策、条例または意見書等の議案の提出に努めることを定めています。
- 3 議員は、多様な意見を出し合った上で、議会の統一した意思決定に向けて努力することを定めています。

第6章 議会および議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

- 第11条 議会は、議員の政策形成および立案機能を高めるため、議員研修の充実を図るものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たって、研究会の開催、学識経験者の助言、他の自治体の調査およびその他の政策研究の機会を積極的に設けなければならない。

【解 説】

- 1 議員の政策立案能力の向上を目的とした研修会の開催などの充実強化を定めています。
- 2 議員研修では、幅広い分野の専門家や様々な層の方から助言を仰ぐほか、政策研究会の機会を積極的に設けることを定めています。

（議会事務局の体制整備）

- 第12条 議会は、議会事務局の調査および法務機能の強化に努めるとともに、町民への情報発信と町民参加の議会を推進し、開かれた議会機能を充実するため、議会事務局の体制整備を図るものとする。

【解 説】

事務局の体制整備と強化をはかり、議会の調査および法務能力を高めることを定めています。

（情報公開の徹底）

- 第13条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の観点から常に町民に対して周知するために議会広報を発行するものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報活動を充実させるものとする。

【解 説】

- 1 議会での審議や議会活動について、町民に広く周知するために議会広報を発行することを定めています。
- 2 情報技術の発達を踏まえた広報活動を充実させることを定めています。

第7章 議員の政治倫理、身分および待遇

(議員の政治倫理)

第14条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、町民から疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【解 説】

議員は、倫理性を常に自覚し、議員としての影響力を不正に行使することなく、町民に疑惑を招くことのないよう行動することを定めています。

(議員定数)

第15条 議員の定数は、別に条例で定めるところによる。

- 2 議員定数を改正する条例を委員会または議員から提出する場合は、広く町民の意見を聴くとともに、明確な改正理由を付さなければならない。

【解 説】

- 1 議員の定数は、市町村の条例で定めることになっています。
- 2 議員の定数を改正するときは、広く町民の意見を聴くとともに、明確な改正理由をつけて委員会または議員から提出することを定めています。

(議員報酬)

第16条 議員報酬は、別に条例で定めるところによる。

- 2 議員報酬を改正する条例を委員会または議員から提出する場合は、広く町民の意見を聴くとともに、明確な改正理由を付さなければならない。

【解 説】

- 1 議員報酬については、竜王町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和42年竜王町条例第7号）に定められています。
- 2 議員報酬の改正についても議員定数の改正と同じく、広く町民の意見を聴くとともに、明確な改正理由をつけて委員会または議員から提出することを定めています。

第8章 最高規範性および見直し手続き

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会運営における最高の規範であって、議会はこの条例で定める目的または推進項目等を実現するために必要な事項について、条例もしくは規則等を制定して、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならない。

【解 説】

この議会基本条例は竜王町議会の議会運営における最高規範であることを位置づけています。そして、議会改革の目的や推進項目などを実現するために、条例もしくは規則等を制定し、または改廃する場合においては、この条例との体系的な整備や整合を図ることを定めています。

(見直し手続き)

第18条 議会は、議会運営がこの条例の目的または推進項目等に即して行われているかどうかを不断に点検し、この条例および竜王町議会議会規則（昭和62年竜王町議会規則第1号）の改正その他必要な措置を講じなければならない。

【解 説】

条例の施行後、常にこの条例の目的または推進項目等に即して議会運営が行われているか点検をし、その結果に基づいて改正その他必要な措置を講じなければならないことを定めています。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。